

下関市中小企業体質強化特別融資等債務保証料補給要綱

令和2年3月25日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、下関市内の中小企業者に対し、市が債務保証料の補給を行うことにより、中小企業者の負担軽減を図るとともに、円滑な融資を実現し、中小企業者の経営安定に資することを目的とした下関市中小企業体質強化特別融資等債務保証料の補給金（以下「保証料補給金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(保証料補給金の交付対象)

第2条 市は、下関市中小企業体質強化特別融資要綱（平成30年3月20日制定）に係る融資（以下「体質強化融資」という。）、下関市中小企業事業資金融資要綱（平成30年3月20日制定）のうち一般貸付及び小規模企業サポート貸付に係る融資（以下「事業資金融資」という。）、下関市起業資金融資要綱（平成30年3月20日制定）に係る融資（以下「起業資金融資」という。）、下関市中心市街地活性化チャレンジ資金融資要綱（平成22年3月29日制定）のうち出店・改修等貸付に係る融資（以下「中心市街地活性化チャレンジ資金融資」という。）又は下関市中小企業等経営安定化短期資金融資要綱（平成28年4月1日制定）に係る融資（以下「短期資金融資」という。）を受けた中小企業者に対して、保証料補給金を交付する。

(保証料補給金の算出根基)

第3条 市長は、山口県信用保証協会（以下「協会」という。）と契約を締結し、協会から債務保証の承諾を得た中小企業者のうち、前条に定める融資を受けたもの（以下「補給対象者」という。）に対し、別表の融資名の区分に応じ当該融資を受ける際に協会に支払った信用保証料（以下「保証料」という。）の額に同表に掲げる支給係数を乗じて得た額を保証料補給金として交付するものとする。

(保証料補給金の支給係数に係る認定)

第3条の2 補給対象者は、事業資金融資のうち支給係数が100分の100となるものについて市長の認定を受けようとする場合は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 保証料補給金の支給係数に係る認定申請書（様式第1号）
- (2) 事業資金融資事業計画書（様式第1号の2）
- (3) その他必要となる書類

2 市長は、前項の規定による書類の提出があったときは、別に定める認定基準に基づき、認定する場合においては認定する旨を保証料補給金の支給係数に係る認定通知書（様式第1号の3。以下「認定通知書」という。）により申請した補給対象者に通知し、認定しない場合においてはその理由を付した書面により申請した補給対象者に通知する。

3 前項の規定による認定の通知を受けた補給対象者が、当該通知の日から起算して6月を

経過しても金融機関に融資の申込みをしないときは、当該通知に係る融資の認定は、その効力を失うものとする。

(保証料補給金の交付申請)

第4条 補給対象者は、保証料補給金の交付を受けようとするときは、第2条に規定する融資を受けた日から起算して90日を経過する日までの間に、保証料補給金交付申請書(様式第1の4号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の保証料補給金交付申請書には協会が発行した信用保証承諾通知書の写しを添付しなければならない。

3 補給対象者は、事業資金融資のうち、支給係数が100分の100となるものについて申請しようとするときは、認定通知書を第1項に規定する申請書に添付しなければならない。

(保証料補給金の交付決定)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、予算の範囲内において保証料補給金の交付を決定するものとする。

(交付の条件)

第6条 市長は、保証料補給金の交付を決定する場合において、当該保証料補給金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(決定の通知)

第7条 市長は第6条の規定により保証料補給金の交付を決定したときは、保証料補給金交付決定通知書(様式第5号)により、申請した補給対象者に対し通知するものとする。

2 市長は、第6条の審査により、保証料補給金の交付が適当でないとき、保証料補給金を交付しない旨を決定し、申請した補給対象者に対し通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 前条第1項の保証料補給金の交付の決定の通知を受けた補給対象者(以下「交付決定者」という。)は、同項の規定による通知を受けた後に、保証料補給金の交付を辞退しようとするときは、書面により保証料補給金の交付の申請を取り下げなければならない。

2 前項の規定により申請が取り下げられたときは、当該申請に係る交付の決定はなかったものとする。

(保証料補給金の交付請求)

第9条 交付決定者は、保証料補給金の交付を受けようとするときは、保証料補給金交付請求書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(保証料補給金の交付)

第10条 市長は、前条の規定により請求書の提出を受けた場合において、これを審査し、適当と認めるときは、交付決定者に当該請求額を交付するものとする。

(関係書類の整備等)

第11条 交付決定者は、保証料補給金に関する帳簿その他関係書類(市長が別に指示する

書類を含む。以下同じ。)を整備し、保証料補給金の交付決定の日の属する会計年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保管しなければならない。

(保証期間短縮に係る措置)

第12条 協会は、補給対象者が体質強化融資、事業資金融資、起業資金融資、中心市街地活性化チャレンジ資金融資又は短期資金融資の債務保証を承諾した際に発行した信用保証承諾通知書に係る保証期間を短縮したときは、保証料補給金変更報告書(様式第4号)に保証期間変更明細書(様式第5号)を添えて、翌月の10日までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の保証期間の短縮があった場合において、既に交付した保証料補給金に関し、前項の規定により短縮された期間に応じて保証料補給金を減額し、既に交付した保証料補給金の額との差額について、当該交付決定者に対し、期限を定めて返還を命ずるものとする。

(保証料補給金の交付の決定の取消し等)

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、保証料補給金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により保証料補給金の交付を受けたとき。
- (2) 保証料補給金を他の用途に使用したとき。
- (3) 保証料補給金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。
- (4) この要綱に違反したとき。
- (5) その他市長が保証料補給金を交付することが適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により保証料補給金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に保証料補給金を交付しているときは、交付決定者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(報告、検査及び指示)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対し質問をし、報告を求め、又は第11条の帳簿その他関係書類について検査をすることができる。

(その他)

第15条 この要綱の運用に関し必要な事項は、その都度市長が指示する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年3月25日より施行し、平成31年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 令和2年3月1日から当分の間、第3条に規定する保証料補給金の算出根基については、別表 体質強化融資の項中「100分の30」を「100分の100」とする。

(要綱の失効)

- 3 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、令和9年度の予算に係る保証料補給金（当該年度の予算で翌年度に繰り越したものに係る保証料補給金を含む。）については、この要綱は、同日後もなおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年3月26日から施行し、この要綱による改正後の下関市中小企業体質強化特別融資等債務保証料補給要綱（以下「要綱」という。）の規定は、同月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の要綱の規定は、令和2年3月1日以後に要綱第2条に規定する融資を受けた者について適用し、同日前までに当該融資を受けた者については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月30日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

附 則

この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の改正規定は、令和7年3月31日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の第4条第1項の規定により交付の申請をしている者の取扱いについては、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

融 資 名	支 給 係 数
体質強化融資	100分の30
事業資金融資	100分の30 (脱炭素に資する取組又は子ども・子育てを支援する取組として市長が認めるものに係る融資については、100分の100)
起業資金融資	100分の100
中心市街地活性化チャレンジ資金融資	100分の100
短期資金融資	100分の30

様式第1号（第3条の2関係）

年 月 日

（宛先） 下関市長

住所又は所在地
申請者 事業所名
氏名又は代表者
連絡先 ()

保証料補給金の支給係数に係る認定申請書

下記のとおり下関市中小企業事業資金融資に係る保証料補給金の支給係数の引上げを受けたいので、その適用について認定を申請します。

記

- 1 資金の種類 _____
- 2 融資申請予定額 _____ 千円（うち運転資金 _____ 千円）
- 3 融資期間 _____ 年（うち据置き _____ 年 _____ 月以内）
- 4 借入希望金融機関 _____

様式第1号の2（第3条の2関係）

事業資金融資事業計画書

1 取組の区分（該当する番号の左側に○を記入）

該当する取組	区分
1	脱炭素に資する取組
2	子ども・子育てを支援する取組

2 取組の概要

--

- ※「事業概要・強み」、「現状・課題」、「ねらい・取組の方向」、「取組の具体的な内容」、「スケジュール」などを記載すること。
事業資金融資を受けるに当たり作成した事業計画書等の資料に記載されている項目については、それらの資料の添付に代えることができる。
- ※必要に応じて、見積書や取組の効果を示す資料を添付すること。
- ※取組が「国や県の脱炭素経営の促進に資する補助金を活用した取組」である場合、当該補助金の申請に使用する事業計画書の写しを添付すること。

3 資金計画

区分	資金使途	資金使途の内容（製品名、数量、設置時期など）	金額
			千円
			千円
			千円
			千円
			千円

- ※区分には「運転」又は「設備」のどちらかを記入すること。

(宛先)

下関市長

印

保証料補給金の支給係数に係る認定通知書

年 月 日付けで申請のありました事業資金融資に係る保証料補給金の支給係数引上げの認定について、下関市中小企業体質強化特別融資等債務保証料補給要綱第3条の2第2項の規定に基づき、下記のとおり認定します。

なお、この通知書は、貸付けの決定を意味するものではありませんので、念のため申し添えます。

記

- 1 資金の種類 _____
- 2 融資認定額 _____ 千円（うち運転資金 _____ 千円）
- 3 融資期間 _____ 年（うち据置き _____ 年 _____ 月以内）
- 4 取扱金融機関 _____

5 認定の取消し

以下のいずれかに該当する場合は、認定を取り消すことになります。

- ・虚偽の申請により不正に下関市中小企業事業資金融資を受けたとき。
- ・事業資金融資事業計画書に記載した以外の用途に資金を流用したとき。
- ・下関市中小企業事業資金融資により借り入れた資金の償還を怠ったとき。
- ・事業資金融資事業計画書に記載した事業を中止したとき。
- ・その他、市長が保証料補給金の支給係数引上げを認定することが適当でないと認めたとき。

6 備 考

この認定書を通知した日から起算して6月を経過しても上記金融機関に融資の申込みをされないときは、この認定はその効力を失います。

年 月 日

（宛先）下関市長

住所又は所在地
申請者 事業所名
氏名又は代表者
連絡先 （ ）

保証料補給金交付申請書

下関市中小企業体質強化特別融資等債務保証料補給要綱に定める（体質強化融資・事業資金融資・起業資金融資・中心市街地活性化チャレンジ資金融資・短期資金融資）に係る債務保証について、山口県信用保証協会より承諾を受けましたので、下関市中小企業体質強化特別融資等債務保証料補給要綱第4条第1項の規定に基づき、保証料補給金を交付されますよう下記の書類を添えて申請します。

記

添付書類 山口県信用保証協会が発行した信用保証承諾通知書（写）

※ （ ）の中は、該当するものを○で囲んでください。

（宛先）

下関市長 印

保証料補給金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった保証料補給金については、下関市中小企業体質強化特別融資等債務保証料補給要綱第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 保証料補給金交付決定額 金 円

【内訳】

体質強化融資分	金	円
事業資金融資分	金	円
起業資金融資分	金	円
中心市街地活性化チャレンジ資金融資分	金	円
短期資金融資分	金	円

2 保証料補給金交付決定に関する条件

- （1）保証料補給金に関する帳簿その他関係書類を整備し、交付決定の日の属する会計年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保管すること。
- （2）信用保証承諾通知書に係る保証期間を短縮したときは、短縮期間に応じて保証料補給金が減額となるため、その差額について返還を要すること。
- （3）次のいずれかに該当するときは、保証料補給金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に保証料補給金が交付されているときは、返還を要すること。
 - ・偽りその他不正の手段により保証料補給金の交付を受けたとき。
 - ・保証料補給金を他の用途に使用したとき。
 - ・保証料補給金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。
 - ・下関市中小企業体質強化特別融資等債務保証料補給要綱に違反したとき。
 - ・その他市長が保証料補給金を交付することが適当でないと認めたとき。

年 月 日

（宛先）下関市長

住所又は所在地
申請者 事業所名
氏名又は代表者
連絡先 （ ）

保証料補給金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった保証料補給金について、下関市中小企業体質強化特別融資等債務保証料補給要綱第9条の規定に基づき、保証料補給金として下記のとおり請求します。

記

1 保証料補給金請求額 金 円

2 振込先

金融機関名	
本店・支店名	
預金種別	普通預金・当座預金 (どちらか該当するものを○で囲んでください。)
口座番号	
口座名義	

様式第4号（第12条関係）

年 月 日

（宛先） 下関市長

住所又は所在地
申請者 事業所名
氏名又は代表者
連絡先 （ ）

保証料補給金変更報告書

別添のとおり保証期間が短縮されましたので、下関市中小企業体質強化特別融資等債務保証料補給要綱第12条第1項の規定に基づき報告します。

記

- 1 保証期間短縮の内容 別添の保証期間変更明細書（様式第5号）のとおり

